

中標津町特定業務共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設設計の委託業務（以下「業務」という。）の確実かつ円滑な実施を図ることを目的として結成する特定業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件、結成手続等について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体の対象業務は、予定価格が1千万円以上の業務であり、全体では高度かつ特殊な技術を要するため、町内に本社を有する建設設計業者では履行が難しく、町外に本社を有する建設設計業者との協業関係のもとに履行可能な業務とする。

(構成員の数)

第3条 共同企業体を構成する建設設計業者（以下「構成員」という。）の数は、2社とする。

(構成員の要件)

第4条 構成員の要件は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 当該業務を発注する年度の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 当該業務について、元請として一定の実績があること。

(形態及び出資比率)

第5条 共同企業体の形態は、構成員が共同して当該業務を行う方式とし、各構成員の出資比率は30%以上であるものとする。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表者は、構成員においてより大きな施行能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

(資格審査の申請)

第7条 町長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を公示し、これにより資格審査の申請を行わせるものとする。

- (1) 共同企業体により競争を行わせる業務である旨の表示
- (2) 業務名
- (3) 業務の概要
- (4) 共同企業体の構成員の数、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件
- (5) 資格審査申請に必要な書類
- (6) 資格審査申請の受付期間及び受付場所
- (7) その他町長が必要と認める事項

2 資格審査の申請を行おうとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を町長に提出するものとする。

- (1) 特定業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 特定業務共同企業体協定書（様式第2号）

(資格審査等)

第8条 町長は前条の規定により資格審査の申請があった共同企業体について資格審査を行

い、適格なものを有資格共同企業体として認定する。

- 2 競争入札への参加申し込みは、前条の規定による資格審査の申請によりあったものとみなし、前項の認定の対象となった業務についてのみ有効とする。

(存続期間等)

第9条 委託契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は、委託契約の履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、かし担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

- 2 当該業務につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る委託契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。